|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 収入印紙 |

**工　事　請　負　書**　第１条　発注者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び、受注者　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、合併処理浄化槽機能回復助成の交付を受けて甲が行う工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。　第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。　１　工事の場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　工事の期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日　３　工事内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４　請負金額　　　金　　　　　　　　　　　　　円（うち消費税　金　　　　　円）　５　支払方法　　（１）現金　　　（２）その他（　　　　　　　　　）第３条　乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成し　甲に引き渡すものとし、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。　第４条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委　　任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、　この限りでない。　第５条　甲及び乙は、やむ得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、　若しくは工事を一時中止することを求めることができる。　第６条　工事内容、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙及び一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会と協議して定めるものとする。　　第７条　乙は、一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会が定める合併処理浄化　　槽機能回復助成に関する規程に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に　　提出しなければならない。 |

|  |
| --- |
| 　第８条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合　　しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の　　修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履　　行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができな　　い。　２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないとき　　は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。　３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その　　期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。　　（１）　履行の追完が不能であるとき。　　（２）　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。　　（３）　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内　　　　に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者　　　　が履行の追完をしないでその時期を経過したとき　　（３）　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の　　　　追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。　　　　　　　　第９条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めること　　とする。　　以上契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名捺印の上各自一通を保有する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　『甲　発注者』　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　『乙　受注者』　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　 |